

# 「アウトドアを楽しむ会」 山行規定

制定：平成 22 年 02 月 06 日

改定：平成 27 年 02 月 14 日

改定：令和 02 年 02 月 08 日

## 第 1 条 (趣 旨)

この規定はアウトドアを楽しむ会会則に基づき、山行活動（山歩き、ハイキング等）の円滑な実施と事故防止、安全・安心登山の実践に関し、必要な事項を定める。

## 第 2 条 (会員の山行心得)

会員は、日常の健康管理、登山技術および知識の習得に努め、労山自然保護憲章による環境保全・自然保護を心掛け、常に自己責任の基に安全・安心登山を実践しなければならない。

## 第 3 条 (山行形態の定義)

この会における山行形態の定義を、以下に定める。

### (1) 会が企画する会山行：(通称 会山行)

この会（山行企画部、ハイキング企画部等）またはこの会が加盟する上部団体（労山岩手県連盟および労山全国連盟等）が企画立案し主催するもので、総会または運営委員会で承認された山行をいう。

### (2) 会員が自主的に企画する山行：(通称 個人・グループ山行)

この会に所属する会員が自主的に企画立案し、主催する山行をいう。

### (3) 会・会員以外が企画する山行：(通称 ツアー企画山行)

日本勤労者山岳連盟以外の団体および組織、会員以外の個人が企画および主催する山行をいう。

## 第 1 章 会が企画する会山行

## 第 4 条 (会山行への参加)

会山行への参加者は原則として会員に限る。

ただし、公開山行等の会山行において、以下の条件を満たす場合に限り会員外の参加を認めることが出来る。

(1) 会員外参加者の事故等に対する保険等の付保が確保された場合

(2) 会員外参加者の事故等に対する会および会員の免責に関し同意が得られた場合

## 第 5 条 (会山行の企画立案)

会山行の企画立案は、山域や気象等の基礎的情報、体力や技術力等の情報を総合判断し、会員参加者の安全・安心登山を最優先事項とする。

2. 会員からの参加を募集する場合は、山行企画について運営委員会の承認を得るものとする。

## 第 6 条 (会山行の参加費)

会山行の参加費については、1 事業企画ごとに交通手段やガソリン単価等を勘案して設定する。

2. 参加費は原則として前払いとし、納入期限を厳守する。

3. キャンセルの場合には、参加費は原則として返却しないものとする。ただし、宿泊費等事前に取り消しができた個人経費は返却する。また、交通費等の固定経費を差し引いた金額を算出基礎として余剰金が生じた場合は、参加費の一部を返却することがある。

4. 参加費を返却する場合は、運営委員会です承を得るものとする。

#### **第7条 (会山行の体制)**

会山行には、原則としてリーダー (CL) およびサブリーダー (SL) を設定する。

2. リーダーは会員参加者を複数の班編成 (各班に班長および副班長を設ける) とすることができる。

### **第2章 山行届の提出**

#### **第8条 (山行届の提出義務)**

全ての山行において山行届 (様式 別紙1) を事前に事務局に提出し、承認を受ける。

2. 山行内容 (山行届記入の全事項を指す) を変更する場合は速やかに事務局へ連絡する。

3. 会が企画する会山行の山行届については、会山行開催案内書、および参加費納入者の名簿または参加者の配車表・班編成表をもって、山行届の提出および承認とする。

#### **第9条 (下山報告の義務と期限の厳守)**

全ての山行において、下山後速やかに、事務局へ下山の報告をする。

2. 下山報告の期限は下山予定日の20時までとする。

#### **第10条 (無届山行の禁止および処分)**

いかなる山行においても無届山行は厳に禁止する。

2. 無届山行における事故に関し、会は一切の責任を負わない。

3. 無届山行を行った会員に対し、運営委員会の決議により退会処分とすることができる。

### **第3章 労山山岳事故対策基金への加入**

#### **第11条 (労山山岳事故対策基金への加入)**

会員は労山山岳事故対策基金に加入するものとする。

2. 無積雪期のみ山行実施の会員については3口以上、アイゼン、ピッケル等を使用する積雪期山行実施の場合は5口以上の加入を薦める。

#### **第12条 (その他協議)**

この規定に定めのないものは、総会および運営委員会で協議する。

#### **付 則 (第13回定期総会時の制定)**

この規定は平成22年02月06日に施行し、平成22年02月07日から適用する。

#### **<参考1>**

山行規定の制定に伴い、平成10年07月31日作成の内部規定「山行行事等の参加費について」を廃止する。

付 則 （第 18 回定期総会時の改定）

この規定は平成 27 年 02 月 14 日に一部改定し、平成 27 年 02 月 15 日から適用する。

付 則 （第 23 回定期総会時の改定）

この規定は令和 02 年 02 月 08 日に一部改定し、令和 02 年 02 月 09 日から適用する。

<参考 2 >

山行計画書（山行届）

- ・ 各会・クラブで定めた任意のフォーマットですので、指定はありません。いつ、だれが、どこに、山行形態（または目的）、交通手段等がわかるものであれば様式は問いません。ただし、山行管理がわかる提出日（ファックスやメールの送信日でOK）と受理日欄が必要です。

山行届の提出先

- ・ 県内山域：所属山岳会（当会）  
山行届（様式 別紙 1）を事務局へ事前に提出する。  
山行届として最低限のいつ、だれが、どこに、山行形態（または目的）、交通手段等がわかるものを事前に提出する。
- ・ 県外山域：県連  
山行届（様式 別紙 1）を県連事務局へ事前に提出する。
- ・ 海外山域：全国連  
海外登山については全国連盟海外委員会宛てに事前に提出しないと基金の対象にはなりません。（事故があっても基金の給付対象にならなくてもよいのでしたら提出しなくてもかまいません。）  
登山計画書の書式は所属の団体（会・クラブ）へ提出されたものをそのまま送っていただければOKです。  
商業登山・ツアートレッキングの場合は、登山計画書の他に参考資料としてパンフレット（写し）を添付願います。